

自民党憲法改正草案の二十一世紀にふさわしい憲法ぶりに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十二月十四日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一 殿



自民党憲法改正草案の二十一世紀にふさわしい憲法ぶりに関する質問主意書

安倍総理は、平成二十七年二月十六日の衆議院本会議において「自由民主党は、（中略）憲法改正草案を発表し、二十一世紀にふさわしい、あるべき憲法の姿を広く国民に示し、憲法改正を正面から訴えてまいりました。」、平成二十七年七月三日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において「自由民主党は、（中略）平成二十四年に、当時の谷垣総裁のもと、憲法改正草案を作成しました。党として、二十一世紀にふさわしい、あるべき憲法の姿を示しているということでもあります。」と答弁している。

右を踏まえ、質問する。

安倍総理として、具体的に自民党憲法改正草案のどの条文から、自民党憲法改正草案が二十一世紀にふさわしいあるべき憲法であるといえると考えているのか。条文を挙げて理由を詳細に示されたい。

右質問する。

○

○